

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木町長 伊藤 良春

市町村名 (市町村コード)	三木町 (341)
地域名 (地域内農業集落名)	井戸地区 (井戸)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月14日 (2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業者の高齢化及び後継者不足が課題となっており、県道10号線付近の農用地は宅地化が進み、農用地の集積や集約による農業経営の規模拡大が困難である。また、農道も狭小で農用地も不整形なものが多いため、大型機械の使用が制限される。また、南部には水はけが悪い農用地があり、担い手が借受地を返還する事例が見受けられる。近年では山間地域から川伝いに有害鳥獣が移動してきて、近隣住民への危険や農作物の被害もあり、対策にも苦慮している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

新規就農者を中心に担い手に農用地を集積・集約し、従来からの土地利用型作物の生産体制を保ちつつ、基幹作物である施設野菜(イチゴ、アスパラガス)の産地化や町の地域主要品目であるブロッコリー、菜花、キュウリ、レタスといった高収益作物への転換により、青年等に農業をやりがいのある魅力的な職業として選択してもらえるよう農業所得の向上を図っていく。また、隣接地域の新規就農者が農地を集積したい意向がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	199 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	161 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地機構を活用して、地域の新規就農者や認定農業者を中心に農用地の集積、集約化を推進し、農用地の集団化を図る。受け手がない場合は、地域外の担い手に集積する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の高齢化により、今後も経営規模を縮小したり離農する農業者が増えてくると見込まれるため、農用地の所有者の意向を踏まえた上で農地機構に貸し付けする。地域の担い手の規模拡大は限界にきており、集積より集約化を図るとともに、地元担い手に対応できない農用地を隣接する新規就農者や地域外の担い手を中心に集積・集約していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業の必要性は理解しているが、地元からの要望はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
東讃農業改良普及センターと協力連携して、認定農業人材等の多様な経営体の掘り起こしや確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
非担い手農家を中心に農業支援グループ等への委託作業を利用し農地の維持管理を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①近年住宅地に有害鳥獣が出没し、近隣の住民が脅かされる事態となっている。花火等で追い払ってはいるが、根本的な解決には至っていないため、出没事例のリスト化や、出没地域の見える化を図り、国や県の事業を活用しながら、解決策を模索する。 ⑨近年の飼料高や麦の単価安に対応するため、地域内外の畜産農家と連携し、耕畜連携によりWCSや飼料作物を増やす。				